番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
4965	株式会社メッセージ	群馬県前橋市東善町四十三番地三	平成二十一年十一月二十日から平成二十二年十一月十九日まで
4966	株式会社治山社	石川県金沢市泉三丁目一番十二号	平成二十一年十二月十四日から平成二十二年十二月十三日まで
4967	株式会社穴吹ハートレイ	香川県木田郡三木町大字下高岡九百七十二番地三十	平成二十一年十一月二十四日から平成二十二年十一月二十三日まで

○国土交通省告示第八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月十二日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	敷地の幅員	延長（メートル）
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字後作一七九番一から同県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須一番六六まで	最大	九〇
	最小	二九
福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平一四三六番一二から同県双葉郡大熊町大字下野上字北向四二番二まで	最大	一二一
	最小	一一
福島県双葉郡双葉町大字山田字東西羽黒一番二から同県双葉郡双葉町大字寺沢字唐沢二〇〇番二まで	最大	一二九
	最小	一一
福島県双葉郡浪江町大字谷津田字太刀洗五六番二から同県双葉郡浪江町大字立野字古堤六九番三七まで	最大	三八六
	最小	一一
南相馬市小高区神山字櫛澤一四四番一から同市鹿島区御山字絵図石八番まで	最大	三五三
	最小	一一
相馬市富沢字藤木一五〇番から同市椎木字段ノ原六七番一まで	最大	三八一
	最小	一一
福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺字赤柴前三五番まで	最大	一六六
	最小	一〇

区間	敷地の幅員	延長（メートル）
福島県双葉郡富岡町大字上手岡字後作一七九番一から同県双葉郡富岡町大字大菅字蛇谷須一番六六まで	最大	一三〇
	最小	二九
福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平一四三六番一二から同県双葉郡大熊町大字下野上字北向四二番二まで	最大	一二一
	最小	一一
福島県双葉郡双葉町大字山田字東西羽黒一番二から同県双葉郡双葉町大字寺沢字唐沢二〇〇番二まで	最大	一二九
	最小	一一
福島県双葉郡浪江町大字谷津田字太刀洗五六番二から同県双葉郡浪江町大字立野字古堤六九番三七まで	最大	三八六
	最小	一一
南相馬市小高区神山字櫛澤一四四番一から同市鹿島区御山字絵図石八番まで	最大	三五三
	最小	一一
相馬市富沢字藤木一五〇番から同市椎木字段ノ原六七番一まで	最大	三八一
	最小	一一
福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺字白子下六四番一から同県相馬郡新地町駒ヶ嶺字赤柴前三五番まで	最大	一六六
	最小	一〇

○国土交通省告示第九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月十二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	敷地の幅員	延長（メートル）
秦野市寺山地獄カエリ一六七一番一から同市八沢字板取畑八一四番まで	最大	四〇二
	最小	二五
秦野市寺山地獄カエリ一六七一番一から同市八沢字板取畑八一四番まで	最大	一〇、八八八
	最小	一〇、八八八

○気象庁告示第一号

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第八条第二項の規定に基づき、気象予報警報規程（昭和二十八年運輸省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月十二日

気象庁長官　櫻井　邦雄

別表第四網走支庁の項中「、上湧別町」を削り、同表愛知県の項中「、田原市及び宝飯郡」を「及び田原市」に、「西加茂郡」を「みよし市」に改め、同表滋賀県の項中「、米原市、東浅井郡及び伊香郡」を「及び米原市」に改め、同表山口県の項中「萩市」を「山口市（阿東生雲東分、阿東篠目、阿東生雲西分、阿東生雲中、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、阿東嘉年上及び阿東嘉年下に限る。）、萩市」に改め、「山口市」の下に「（萩・美祢の区域を除く。）」を加え、同表福岡県の項中「、前原市」を削り、「福津市」の下に「、糸島市」を加え、「、糟屋郡及び糸島郡」を「及び糟屋郡」に改める。

別表第五愛知県の項中「、北設楽郡及び宝飯郡」を「及び北設楽郡」に改め、「弥富市」の下に「、みよし市」を加え、「、額田郡及び西加茂郡」を「及び額田郡」に改め、同表滋賀県の項中「、犬上郡、東浅井郡及び伊香郡」を「及び犬上郡」に改め、同表山口県の項中「萩市」を「山口市（阿東生雲東分、阿東篠目、阿東生雲西分、阿東生雲中、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、阿東嘉年上及び阿東嘉年下に限る。）、萩市」に改め、「山口市」の下に「（山口県北部の区域を除く。）」を加え、同表福岡県の項中「、前原市」を削り、「福津市」の下に「、糸島市」を加え、「、糟屋郡及び糸島郡」を「及び糟屋郡」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年一月十六日から施行する。ただし、別表第四愛知県の項中「、田原市及び宝飯郡」を「及び田原市」に改める改正規定及び別表第五愛知県の項中「、北設楽郡及び宝飯郡」を「及び北設楽郡」に改める改正規定は、平成二十二年二月一日から施行する。

○環境省告示第二号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年一月十二日

環境大臣　小沢　鋭仁

表2―（4―メシル―2―ニトロベンゾイル）シクロヘキサン―1、3―ジオン（別名メソトリオン）の項の次に次のように加える。

2―メトキシ―3,6―ジクロロ安息香酸（別名ジカンバ又はMDBA）、3,6―ジクロロ安息香酸ジメチルアミン（別名ジカンバジメチルアミン）塩又はMDBAジメチルアミン塩）及び2―メトキシ―3,6―ジクロロ安息香酸カリウム（別名ジカンバカリウム）塩又はMDBAカリウム塩	2―メトキシ―3,6―ジクロロ安息香酸（別名ジカンバ又はMDBA）、3,6―ジクロロ安息香酸ジメチルアミン（別名ジカンバジメチルアミン）塩又はMDBAジメチルアミン塩）及び2―メトキシ―3,6―ジクロロ安息香酸カリウム（別名ジカンバカリウム）塩又はMDBAカリウム塩として0.93mg／l
（RS）―2―クロロ―N―（2,4―ジメチル―3―チエニル）―N―（2―メトキシ―1―メチルエチル）アセトアミド（別名ジメテナミド）及び（S）―2―クロロ―N―（2,4―ジメチル―3―チエニル）―N―（2―メトキシ―1―メチルエチル）アセトアミド（別名ジメテナミドP）	0.10mg／l
1―アセチル―1,2,3,4―テトラヒドロ―3―[（3―ピリジルメチル）アミノ]―6―[1',2',2',2'―テトラフルオロ―1―（トリフルオロメチル）エチル]キナゾリン―2―オン（別名ピリフルキナゾン）	0.01mg／l
2―クロロ―6'―エチル―N―（2―メトキシ―1―メチルエチル）アセト―o―トルイジド（別名メトラクロール）並びに（S）―2―クロロ―2'―エチル―N―（2―メトキシ―1―メチルエチル）―6'―メチルアセトアニリド（80%―100%）及び（R）―2―クロロ―2'―エチル―N―（2―メトキシ―1―メチルエチル）―6'―メチルアセトアニリド（20%―0%）（別名S―メトラクロール）	0.25mg／l